

もうしこみしかく
申込資格について

<一般世帯向け申込資格>

※原則 入居申し込み期間において、次の(1)から(6)のすべての要件を満たしている方に限ります。

(1) 滋賀県内に住所または勤務地を有すること。

(2) 市・町・^{たいのう}県税を滞納していないこと。

(3) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

※^{しゃかいつうねんじょう}社会通念上不自然と思われ
^{せたいぶんり}世帯分離、^{かぞくこうせい}家族構成による申し込みはできません。

(4) 申込者および同居人が^注暴力団員でないこと。

(5) 入居世帯全員の^{にゅうきょしゅうにゆうきじゆん}収入月額が、合わせて15万8千円以下であること。

(6) 現に^{こんきやう}住宅に困窮している方。

※現在、公営住宅にお住まいの方は、申し込みができない場合がありますので、事前にお問い合わせください。
また、持家のある方は、原則申し込みできません。

ただし、次の方でも申し込むことができます。

○婚約者のある方

入居指定日(鍵渡し日)から3ヶ月以内に結婚し同居可能な場合に限りま

○事実上の婚姻(内縁)関係にある方

同一世帯の住民票により、続柄「未届けの妻(夫)」が確認できる場合に限りま

○同居親族がいなくても、【单身申込要件】に該当される方は、申し込むことができます。(单身可能住宅のみ)

※単身で申し込みできる住宅には、間取り、広さに制限がありますので、詳しくは「空家リスト」をご覧ください。

資格審査において暴力団員に該当するか否かを県警察本部に照会します。

※注 暴力団員：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

県が定める^{にゅうきょしゅうにゆうきじゆん}入居収入基準(基準月收入)に合うかどうかを確かめてください。(8~13ページ参照)

※^{さいりょうかいそう}基準月收入が15万8千円を超える方でも、「裁量階層」(5ページ参照)に該当する方は、基準月收入が21万4千円以下であれば申し込むことができます。

次のいずれかに該当すること。

(※^{しゅうたくこんきやうりゆう}申込書の住宅困窮理由確認覽に該当する番号を記入してください。)

① 部屋が狭い。(居住部分が1人あたり4.5畳以下の場合)

② 住宅がないため親族(婚約者を含む)と同居できない。

③ 通勤に片道1時間以上かかる。

④ 家賃が高い。(8~13ページで計算した収入月額に対する家賃「権利金を含む」の割合が25%以上の場合)

⑤ 家主から正当な理由により立退き要求をうけている。(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く)

⑥ 他の世帯と同居し生活上不便である。

⑦ 住宅以外の建物または場所に居住している。

⑧ 不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共有している。

⑨ 裁判上の判決、和解、調停により、住宅明け渡し決定済みである。

⑩ 立退き問題について、現在裁判所で裁判係争中または借入金超過等のため住宅を明け渡す予定である。

(ただし、県営住宅入居予定日までに住宅の明け渡しを完了できる。)

【単身申込要件】 (空家募集リストで単身可能住宅を申し込む場合)

前記記載の一般世帯向け申込資格の(3)に代わって、次のいずれかに該当する方に限ります。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除く。

(※申込者の^{たんしんちゆうきよし}単身入居資格確認欄に該当する番号を記入してください。)

- ①60歳以上の者。(申込受付最終日において60歳以上)
- ②^{しょうがいしゃ}障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であるもの。
 - (イ)^{しんたいしょうがいしゃ}身体障害者 ^{ふくしほう}身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで
 - (ロ)^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者 ^{せいしんほけん}精神保健及び精神障害者福祉に関する^{ほうりつ}法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで
 - (ハ)^{ちてきしょうがいしゃ}知的障害者 (ロ)の精神障害の程度に相当する程度
- ③^{せんしょうびょうしゃ}戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障害の程度が^{おんきゆう}恩給法別表第1号表ノ2の^{とくべつこうしょう}特別項症から第6項症まで、または表ノ3の^{かんしょう}第1款症の者。
- ④^{げんしばくだん}原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている者。
- ⑤^{せいかつほごほう}生活保護法第6条第1項に規定する^{ひほごしゃ}被保護者、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者。
- ⑥海外からの^{かいがい}引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの。
- ⑦^{びょうりょうようじょうしよにゆうじよしゃ}ハンセン病療養所入所者等に対する^{ひょうりつ}補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- ⑧^{はいぐうしゃ}配偶者からの^{ぼうりよく}暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの同条に規定する暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの。
 - (イ)^{ぼうりつとうほう}配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時邸保護または配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から^{きざん}起算して5年を経過していない者。
 - (ロ)^{ぼうりつとうほう}配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの。

★単身でも入居できる住宅があるのは、下記の団地です。

あさひ おか じんりょう いしやま かわづら
 [朝日が丘 (大津市)・神領 (大津市)・石山 (大津市)・川辺 (栗東市)
 こじょう おか えいほ やすいがわ
 古城が丘 (甲賀市)・永保 (長浜市)・安井川 (高島市)]

こうれいしゃ せたいむけじゆうたくもうしこみようけん
【高齢者世帯向け住宅申込要件】

前記記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

①高齢者世帯向

60歳以上の単身世帯。(ただし、住宅の規格が、床面積が50㎡未満の規模でかつ居室の数が2室、または居室の数が1室である単身可能住宅に限る。)

60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方のみからなる世帯。

(イ)配偶者

(ロ)18歳未満の児童（申込受付開始日において18歳未満）

(ハ)重度もしくは中度の身体障害者または知的障害者等

(ニ)おおむね60歳以上の方

②高齢者同居世帯向

60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方、およびその民法上の親族で次のいずれかに該当する方を含む3名以上の世帯。

(イ)配偶者

(ロ)18歳未満の児童（申込受付開始日において18歳未満）

(ハ)重度もしくは中度の身体障害者または知的障害者等

(ニ)おおむね60歳以上の方

(ホ)県知事が特に認める方

★高齢者世帯向け住宅があるのは、下記の団地です。

[じんりょう神領（たつし津市）・ひれのなみ東沼波（ひんね彦根市）・かいでいま開出今（ひんね彦根市）]

【しんたいしょうがいしゃ身体障害者世帯向け住宅せたいむけじゅうたく申込要件もうしこみようけん】

前記記載の一般世帯向け申込資格に加え、次のいずれかの要件が必要となります。

(イ)4級以上の身体障害者手帳てちゆう こうふの交付を受け、車イスじゆうを常用している方。

(ロ)イ)に該当する満6歳以上（申込受付最終日において6歳以上）の現に同居している親族がある方。

★身体障害者世帯向け住宅があるのは、下記の団地です。

[じんりょう神領（たつし津市）・はっさか八坂（ひんね彦根市）・えいほ永保（なが長浜市）・とのまち殿町（なが長浜市）・かわづら川辺（りょう栗東市）]

★入居者は、入居審査会にゅうきょしんさかいにより決定します。

入居審査会で入居者を決定するにあたり、入居予定者として選考された方から、身体機能上恒常的に車イスを必要とする旨が明記された診断書の提出を求めています。

（入居申し込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。）

【こうれいしゃ高齢者世話付住宅せわつきじゅうたく（しるばーはうじんぐシルバーハウジング）申込要件もうしこみようけん】

★じんりょう神領団地（たつし津市）には、高齢者の生活特性に配慮した設備、構造を施した住宅があり、せいかつえんじょいん生活援助員を団地内に派遣して、入居した高齢者の生活相談、あんびかくにん安否確認、きんきゅうじ緊急時の対応等のサービスを提供します。

この住宅は、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯等が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営んでいただくための住宅です。

月額家賃の他に、きんきゅうつうほう緊急通報システム経費、はけんひょうふたんきんなど生活援助員派遣費用負担金等の負担が必要です。

前記記載の一般世帯向け申込資格に加え、入居世帯が次に該当する必要があります。

①年齢が60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）であって、世帯構成が次のいずれかに該当する方。

(イ)単身世帯

(ロ)55歳以上（申込受付最終日において55歳以上）の配偶者との2人世帯

(ハ)60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の親族との2人世帯

②家族による日常生活の支援が期待できない方。

③独立して生活するには不安があると認められるが、自力または介護保険制度上による在宅介護サービスが受けられることにより、日常生活動作（自炊および食事・入浴・排泄等）が可能な方。

★入居者は、入居審査会により決定します。

（入居申し込みされる場合は、申込書に付いている返信用ハガキは不要です。）

※裁量階層について

★高齢者・障害者等の世帯を裁量階層といいます。現在住宅に困窮している高齢者世帯・障害者世帯等の入居できる収入基準を214,000円以下とします。具体的には、次の①から⑤の条件のいずれかに該当する世帯です。

①申込者または同居予定者に、次のいずれかに該当する方が1人でもいる場合。

(イ)身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで

(ロ)精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級まで

(ハ)知的障害者 (ロ)の精神障害の程度に相当する程度

②申込者が単身で、60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方。

③申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である場合。

（申し込み最終日において60歳以上、申し込み受付開始日において18歳未満）

④申込者または同居予定者に、次のいずれかに該当する方がいる場合。

(イ)戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害程度が特別項症から第6項症、または第1項症）

(ロ)厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

(ハ)海外からの引揚者（引き揚げた日から5年以内の方）

(ニ)ハンセン病療養所入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方）

⑤同居者に、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる場合。

（中学生以下の子どもがいる世帯）